横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例及び同解説 新旧対照表

.IB	新
兵市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例及び同解説	横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例及び同解説
次 略	目次略
燃化推進条例及び逐条解説	不燃化推進条例及び逐条解説
第1条~第8条 略	第1条~第8条 略
(仮設興行場等に対する制限の緩和) 第9条 法第85条 <u>第5項又は第6項</u> に規定する仮設興行場等については、第6条第1項の規定は、適用しない。 (平30条例51・一部改正)	(仮設興行場等に対する制限の緩和) 第9条 法第85条第6項又は第7項に規定する仮設興行場等については、第6条第1項の規定は、適用しない。 (平30条例51・令4条例18・一部改正)
法第85条 <u>第5項及び第7項</u> の規定による仮設興行場等について、条例の制限も緩和する旨の規定です。 仮設興行場等とは、法第85条 <u>第5項</u> に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類す る仮設建築物」をいいます。	法第85条 <u>第6項及び第7項</u> の規定による仮設興行場等について、条例の制限も緩和する旨の規定です。 仮設興行場等とは、法第85条 <u>第6項</u> に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」をいいます。
第10条~第14条 略	第 10 条~第 14 条 略
附 則 (平成 26 年 12 月条例第 75 号) この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 5 条まで及び第 14 条の規定は、 公布の日から施行する。	附 則 (平成 26 年 12 月条例第 75 号) この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 5 条まで及び第 14 条の規定は、 公布の日から施行する。
略	略 <u>附 則 (令和4年5月条例第18号)</u> この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律 (令和4年法律第44号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。(※5)
※1~※4 略	※1 ~※4 略※5公布の日は、令和4年5月31日です。